

看護大通信

79



新潟県立看護大学

基礎看護学

助教 水澤久恵

「臓器移植、私たちには関係ない…」そう思われている方が多いのではないのでしょうか。現在、改正臓器移植法に基づく脳死移植の実

施例が増加の只中にあります。

す。2011年2月27日、国内125例目の脳死臓器移植が実施されるに至りました。

この臓器移植とはどのようなものなのでしょう。臓器移植は、重大な病気や事故によって臓器(心臓や肝臓など)が機能しなくなった方に、他の方の臓器を移植して機能

を回復させる医療です。臓器移植が”命の贈り物”

と呼ばれるのも第三者の臓器提供がなければ成り立たない医療だからです。

2011年2月28日現在の移植希望登録者数は、心臓(165人)、肺(148人)、

ご存じですか？改正臓器移植法について

肝臓(324人)、腎臓(12、130人)、すい臓(179人)、小腸(5人)と、これだけ多くの方が臓器移植を希望しています。

そこで、2009年7月17日に「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」(改正臓器移植法)が公布され、昨年1月17日から改正臓器移植法の一部

(親族への優先提供)が施行され、7月17日からは全面的に施行されました。法律の難しい話はちよつと…と嫌煙されてしまうかもしれませんが、とても大事なことです。

ここで改正の重要な点を挙げておきたいと思います。1. 親族への優先提供の意思を書

面により表示することができ

ます。そして、一定の要件をすべて満たしている場合に、親族へ優先的に臓器提供が行われます。2. 本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになります。

もし、生前、あなたがこのような意思表示をしていない場合、家族の承諾で臓器提供が実施され

ることがあるということです。自らの臓器を提供することを拒否する方は、あらかじめそれを表示しておく義務が生じてきたと言えます。また、たとえ本人が臓器提供したいという明確な意思を表示していたとしても、家族がそれを拒めば臓器提供は行われません。現在の法制度下で、自らの臓器提供の意思を堅持するためには、生前から家族との話し合いを持ち、臓器提供の拒否、あるいは臓器提供への積極的な意思を家族に伝え、同意をとる、つまりは親族内で臓器提供の意思について合意形成を図る努力が必要となってくるわけです。自分が事故や病気で脳死状態におちいる可能性はゼロではありません。皆さん、大切な人と、一度話し合ってみてください。